

第28回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成28年7月5日（火）午後1時15分～午後3時

第2 場所

福島地方裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

秋山敬（委員長）、岩淵敬、熊川恵子、小針藤助、宍戸宏行、鈴木二三子、
円谷泰之、早川正也、福島哲仁（五十音順、敬称略）

2 説明者

西村裁判官、中脇民事首席書記官、富田刑事首席書記官、高橋民事次席書記
官、浅川主任書記官、佐久間民事訟廷事件係長、渡部書記官、新潟事務局長、
井筒事務局次長

3 係員

小抜総務課長、山口総務課広報係長

第4 開会等

所長挨拶、委員の交代、新任委員の紹介

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長、○委員、□説明者）

1 委員長選任

委員から秋山委員を委員長に推挙する意見があり、秋山委員が委員長に選任
された。

2 委員長代理指名（金澤秀樹委員）

3 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

- 平成14年の司法書士法改正により司法書士の簡易裁判所の管轄に属する訴
訟代理等が認められ、司法書士にとっていっそう裁判所が身近な存在となった。

市民の利用が多く、司法書士業務の中で関わりの多い裁判所の調停制度について、司法書士会が取り組んでいる調停センター（ADR）の運営状況と対照しながら、検討してみたい。

平成19年4月に施行された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき、福島県司法書士会では、法務省の認証を受けた調停センターを設置した。140万円以内の民事紛争を扱う。相手方が応諾した場合に開始され、専門の研修を受けた司法書士会の会員が調停に当たる。法的に時効中断の効力は認められているが、合意が成立しても強制力はない。

このような調停センターの利用状況だが、期待に反し、一向に利用件数が伸びず低迷状態から脱しきれない。強制力がない、広報が不十分であるなどいくつかの課題はあるが、それ以前に、紛争を抱えた市民の意識の中で、裁判所の調停制度と比較して、司法書士会の調停センターに対する信頼感と民事紛争に関わる資格者としての認知度の不足があるように思われる。

裁判所の威厳や厳格性は、法的判断を任せる市民の安心感につながり、合意形成の一助になっている側面もあるのではないか。手続に対する不満も少ないと思う。あえて指摘するとすれば、運営が硬直的になりやすいこと、手続案内が杓子定規になりやすいことがあるのではないか。

改善策として、次のとおり述べさせていただく。

- ・ 期日が1か月以上空くため、解決へのスピード感が失速する。休日調停や夜間調停の実施の可能性はどうか。
- ・ 調停委員の長期の就任期間に弊害はないか。また、以前に比べて、若い人の権利主張が大変強くなっていると感じる。調停委員の任命年齢の下限を30歳くらいまで拡大しても良いのではないか。
- ・ 裁判所の広報については、リーフレット等の配布物、模擬裁判などの行事やホームページは充実しているが、例えば、他の団体や機関等に出向いて裁判員制度などの講義を行ったり、講演資料を配布するなどの広報活動があっ

ても良いのではないか。

- 福島簡裁としては、第1回調停期日の指定について、事件処理の迅速性と相手方の調停準備の双方を考慮し、申立てから原則20日後を目途に指定する運用であるが、弁護士代理人が付いている場合は、弁護士のスケジュールの調整がなかなかつかず、1か月前後となることもある。本人申立ての場合は、申立てからおおむね20日から25日以内に指定している。続行期日の指定については、当事者の熟慮や調停進行準備のためであれば、2週間程度の期間を設ければ足りると思われるが、弁護士代理人が付いている事件では、5週間程度先の期日が指定されているのが現状である。本人申立ての事件でも、当事者双方の仕事の都合から、4週間程度先の期日が指定されることが多い。福島簡裁の利用者について見ると、夜間調停や休日調停の要望がなされたことは一度もなく、その必要性の度合いが不明である。実施することになると、職員の勤務時間、庁舎管理、緊急事態への対応等、いくつかの課題を解決する必要がある。

調停制度については、簡易かつ迅速な紛争解決の方法としての評価を受けてきた一方で、足して2で割る解決しかないとか、調停案の押しつけになっているのではないかとの批判もあったところである。そこで、全国の簡易裁判所では、平成23年から現在まで、調停における紛争解決機能強化に取り組んできた。法的観点を踏まえた解決を目指し、調停運営の改善を図ってきたところである。具体的には、調停期日前に、裁判官と調停委員が事前評議を行い、事件についての認識と進行方針の共有を図り、評議によって決められた方針に沿った形で、調停委員が事実聴取を行い、これを踏まえて調停委員会としての解決案の提示や、説得を行うといった運用がされている。

- 調停委員には、年齢の制限があるのか。
- 調停委員規則により、年齢40歳以上70歳未満の方から任命するとされているが、特に必要があればそれ以外でもよいとされている。当裁判所にお

いても、調停委員は、豊富な社会常識と広い視野を有し、柔軟な思考力や的確な判断力を持って人間関係を調整できる素養がある方をお願いしたいと考えており、原則として40歳以上70歳までの方の中から任命しているところであるが、専門的な知識や経験を有するなど、特に候補者とする必要があると認められる場合には、40歳未満の方を任命することも可能である。実際に、過去5年間の例では、任命時に40歳未満だった方も2名いる。

- 実際の調停では、解決までどのくらいの期間がかかるのか。
- 案件によって様々である。1回で決まることもあるが、調停になじまないということで、1回で不成立で終わることもある。おおよそ3回で目鼻が付くところである。調停事件では、お互いの争いを譲歩し合いながらまとめていくことになるため、ある程度の時間はかかるという印象である。期日と期日の間は、1～2週間では無理で、1か月や1か月半程度の期間が必要である。
- ある程度、合意の見通しがついてから、裁判官が入って合意事項を決めるまでに時間がかかることがある。代理人弁護士としても、長めに時間を空けておかななくてはならないため、なかなか期日が早く入らないという事情もある。
- 弁護士から見て、調停は利用しやすいと考えるか。
- 弁護士としては、これは調停だろうと思われる案件について調停を選択しているので、デメリットはない。ADRにするか調停にするかの選択は難しい。支払が見込めればADRを選択することもあるが、強制執行が可能な調停を選択することもある。
- 司法書士会の調停センターの調停に当たるのは、2人か。場所はどこで行うのか。また、早いスパンで期日を入れるのか。
- 2人である。場所は、基本的には司法書士会館で行うが、全県下どこでも行いたいと考えている。毎週期日を入れるということもある。長く調停を続けることができないという事情がある場合などは、休日や夜でも対応するこ

ともある。特に、若い人は、早期解決を強く求めてくるという印象がある。

- 裁判所の調停について、一市民としては、1か月というのは長いと感じた。ただ、労働委員会でも、労使の主張を確認し、論点を整理しながら、解決に向けていくのは時間がかかる。ある程度はやむを得ないとも思う。
- 労使紛争では、特にスピード感が大切だと思う。労働審判手続は、原則3回だと思うが、その利用度と解決までのスピードはどのくらいか。
- 労働審判手続の申立ては、年間15～16件だと思う。期日はおおむね1か月おきに入れて、3回で終了するが、中には1回目や2回目で調停成立で終わることもある。
- スピード感は重要である。解決までに1年も2年もかかるということになれば二の足を踏む。民事調停を中心として、その点も考えていく必要がある。裁判所の都合だけで延びるということは避けなければならない。また、調停委員の年齢の問題が出てきたが、紛争解決に当たる人が40歳程度でも良いか。
- 当事者の年齢にもよると思う。自分より若い人が調停をするのはやはり不安を覚えるのではないか。ただ、40歳以上と決められていることには驚いた。
- 40歳以上と決められたのはなぜか。どういう経緯があるのか。
- 豊富な社会経験・知識や広い視野を持つ方となると、だいたい40歳くらいということなのではないかと思う。実際に40歳代の調停委員もいる。
- 申立てをされる方は何歳くらいか。
- 申立書には年齢が書いていないので把握しようがないが、それほど高齢者が来ているという感じではない。貸金請求などであれば、仕事をしている年齢なのだろうと思う。
- 先ほど、若い人の主張が強くなっているという紹介があったが、それは、ここ数年のことか。

- 請求をしたいと言って司法書士のところに相談に来られる方を見ていると、相手を追及する姿勢が強くなっていると感じる。以前であれば、相手方の対応に応じて譲歩の姿勢を見せてくれる方が多かったが、今は、「請求できるものは、きちんと請求したい。」という態度の方が増えてきた。若い人に限らないかもしれないが、権利意識が高まっていると感じる。
- 調停委員としても、新しい考え方に対応しなければならない。司法書士会の調停人の年齢はどのくらいか。
- 年配の司法書士はやりたがらないのが実情である。福島県司法書士会では、かなり厳しい研修をクリアした、30歳代や40歳代の約20名が調停に当たっている。
- 広報について、裁判所としてはどのようなスタンスなのか。積極的に広報をしたいのか、利用して欲しいと思っているのか。裁判所の調停委員と話をする機会があるが、その姿勢が感じられない。
- 例えば、裁判員制度に関しては、各種団体や教育機関などから、資料の要請があれば、裁判員制度ナビゲーションなどの冊子を提供している。また、出前講義も県内の各地で行っている。
- 調停制度については、どのようなPRをしているのか。
- 様々な紛争解決機関の横のつながりを持つための機会を設け、情報共有をしたり、他の紛争解決機関に調停制度を紹介するなどしている。
- 調停協会としては、毎年、年に1回、マスコミ関係者に対して制度の広報を行っている。また、県内の調停協会が、一斉に無料の調停相談会を行っている。福島調停協会で言うと、福島市内と二本松市内の会場で、調停という制度があるというPRを兼ねて相談を受けている。例年、福島では60件から90件の、二本松では10件から20件の実績がある。
- 労働委員会における労働相談を受けて、労働委員会の斡旋を受けたいという方もいれば、裁判所で解決したいという方もいる。裁判所への案内もして

いるが、裁判所に相談に行った場合、裁判所では、相談者の話を聞いてもらえる態勢はあるのか。

- 裁判所は、公正中立な立場上、内容に踏み込んだ相談をすることは困難であり、制度の説明や費用などの手続案内とならざるをえない。第一次的には、簡裁において案内を行うが、労働審判の申立てを希望されているときなどには、地裁においても案内を行う。

- 今後、さらにどのような広報活動をしていくかを考えたい。

4 不動産競売手続について～売却手続における情報提供の在り方について～

- まず、不動産競売事件の動向について説明する。平成23年の震災発生以降、明らかに申立件数は減少しているところ、売却に付した不動産に対して買受申出があった割合を示す売却率は以前と変わらない水準で推移している。

次に、不動産競売事件の一般的手続の流れについて説明する。競売手続は、差押え、換価、配当という三つの段階に分けることができる。差押段階は、申立債権者による手続に必要な費用の納付、納付確認後に競売手続の開始決定、法務局に対する差押登記嘱託、法務局における差押登記の完了までが一連の流れとなる。換価段階では、執行官による現況調査、評価人（不動産鑑定士）による評価を経て、売却条件の確定、売却実施処分という流れとなる。配当は、売却代金を債権者に分配・交付する手続である。典型的なケースにおける競売手続に要する期間としては、申立てから売却実施処分までは約3か月程度、申立てから配当までは約8か月程度である。

- 競売物件を購入しようとする方に対する情報提供方法について説明する。一般的な手続の説明についての情報提供は、リーフレット、インターネット、裁判所の競売物件閲覧室に掲示した案内による方法の三つがある。なお、窓口や電話での問合せにも随時対応している。インターネットによる情報提供としては、裁判所のホームページ内の「裁判手続の案内」と、不動産競売物件情報サイトBITがある。インターネットによる情報提供としてのメインはBITで

あるため、裁判所のホームページからもリンクできるようになっている。

実際に売却に付されている不動産についての情報提供は、「3点セット」を閲覧する方法による。「3点セット」とは、現況調査報告書、評価書及び物件明細書であり、その不動産がどのようなものなのか等の、買受けのための重要な内容が記載されている。「3点セット」の閲覧方法としては、裁判所に来庁していただき、競売物件閲覧室に備え置いた「3点セット」を閲覧するか、インターネットでB I Tにアクセスして閲覧する方法の二つがある。

(実際にB I Tの画面を表示して説明した。)

- 不動産競売事件の件数は減っているが、その原因は何だと思うか。
- 分からないが、賠償金が入ってきていることもあるのではないか。
- リーフレットに、入札者による登記は不要と書いてあるが、どういう意味か。
- 裁判所で、法務局に対して登記嘱託を行うので、入札者本人が登記申請をする必要はないという意味である。
- 入札が不調になったらどうなるのか。
- 評価人の意見も聞いた上で、売却価格を見直し、再度売却を行うことになる。
- 買い受けるのは、法人が多いのか。
- 不動産業者ばかりではなく、一般の方も入札に来ている。割合は、だいたい7割が業者、3割が一般の方というところだと思う。
- 3割の一般の方は、どのように情報を得ているのか。
- 実際に裁判所の競売物件閲覧室に見に来られる方もいれば、B I Tに関する問い合わせを受けることもある。執行官室に、「どんな物件がありますか。」という問い合わせもある。
- 電話をすれば、書類の提出の仕方などは教えてもらえるのか。
- 入札方法については、執行官室で教示している。書記官室にも「3点セット」に関する問合せや、例えば「マンションはありますか。」などという問合せ

せがあれば、こういうものが出ているなどと回答している。

- BITが導入される前は、実際に裁判所に来庁してコピーを取ってもらうしかなかったが、現在は、インターネットでダウンロードできるので、利用者から見れば、情報は得やすくなったのではないかと思う。
- 8割が売れるとのことだったが、残った2割はどうなるのか。
価格を見直した上で繰り返して売却を実施する。3回以上売却を実施しても売れないものは手続を停止して取り消すことができるという規定がある。手続が取り消されると、差押えは解除され、所有権は元の所有者から変わらないことになる。
- 購入する場合、何か資格は必要なのか。
- 債務者自身は買えないが、それ以外は誰でも買受の申出ができる。ただし、農地の場合は農業に従事する資格がある人に限られる。
- 元の所有者がどういう人なのかが気になる。どの程度情報が得られるのか。
- 現況調査報告書に調査した内容が記載されている。例えば、隣地との境界の争いがあることが現況調査で判明していれば、その旨の記載がされる。

第6 次回（第29回）開催について

次のとおり了承された。

1 日時

平成29年2月6日（月）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

3 テーマ

- (1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- (2) 裁判員裁判について

以上